

選定基準

審査項目		評価の基準	評価点	加重	配点
事業者に関する項目	経営規模	資本金・売上高等から見た提案者の経営規模が本業務を遂行する上で適切であるか否かの妥当性を評価	5	1	5
	業務遂行力	企業の技術者数等から、業務遂行体制の妥当性を評価	5	1	5
	業務実績	同種・類似業務の実績等により、当該業務を適切に遂行するために必要と認める知識や経験の有無についての評価	5	1	5
提案内容に関する項目	理解度	当該業務の目的・内容や本市の現状・課題に対する理解度についての評価	5	1	5
	整合性	提案内容が、関連する本市施策・事業と整合性が図られているかについての評価	5	1	5
	実施手順	実施計画や工程表等により、実施手順や業務量が妥当であるかについての評価	5	1	5
	的確性	提案内容が、当該業務の要求水準を満たすものであるかどうかについての評価	5	1	5
	実施体制	当該業務の担当者数や配置・構成等から、適切な業務を提供できる体制となっているか	5	1	5
	実現性	提案内容が、具体的で実現可能なものとなっているかについての評価	5	3	15
	独創性	提案者の持つノウハウや知識・経験を生かした創意工夫があり、独創性の高い提案となっているかについての評価	5	3	15
	プレゼンテーション及びヒアリング	プレゼンテーション及びヒアリングにおいて、提案内容が適切に説明されているか、また、当該業務の遂行への意欲、積極性など取組姿勢についての評価	5	3	15
参考見積価格に関する項目	提案内容との整合性	参考見積金額が適正であるか、提案内容と整合性がとれているかについて評価	5	1	5
	価格点 (客観的評価項目)	見積金額が提案内容に対して適切か。 ● 提案者が複数の場合の価格の評価 10点×(最低提案額／申請者の提案額、小数点以下切捨て) ● 提案者が1社の場合の価格の評価 見積金額が上限額：6点 見積金額が上限額の97%以上～上限額未満：8点 見積金額が上限額の94%以上～97%未満：10点 見積金額が提案上限額より大きい：失格	5	2	10
合計			—	—	100

※上記の審査項目を委員５名が審査し、一人当たり１００点満点で採点する。

※審査項目ごとの評価を点数化し、総合点が評価点全体の６割以上であって、最も総合点の高い提案者を受託候補者に選定する。

※評価は、「５」から「１」までの５段階評価とする。

「５」極めて良好「４」良好「３」普通「２」やや不十分「１」不十分

※各項目には「加重」を設けることとし、各項目の配点を次のように算出する。

（配点）＝（評価点）×（加重）